

京 都 府

第 1 号議案 特定水産資源に関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量の変更の取扱いについて(諮問) 及び特定水産資源(くろまぐろ(小型魚))に関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量について(諮問)

【理 由】

京都府知事から 2 件の諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

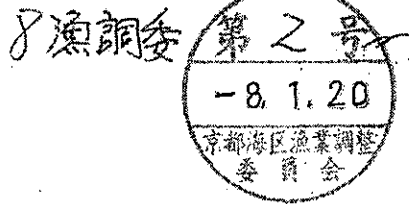
【添付資料】

資料 1－1 特定水産資源に関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量の変更の取扱いについて(諮問)

資料 1－2 特定水産資源(くろまぐろ(小型魚))に関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量について(諮問)

参考資料 1 令和 7 管理年度におけるくろまぐろの追加配分について

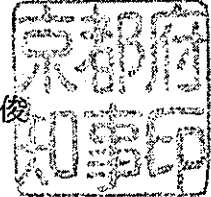
参考資料 2 令和 7 年 12 月 25 日付け 7 水管第 2529 号
(農林水産大臣通知)



8 水 第 2 2 号
令和 8 年 1 月 1 6 日

京都海区漁業調整委員会
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



特定水産資源に関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲
可能量の変更の取扱いについて（諮問）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定による、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、下記のと通りの取扱いとしたいので、同条第 5 項において準用する同条第 2 項の規定により諮問します。

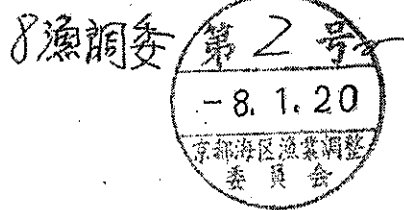
記

小型魚：定置漁業へ全量配分

大型魚：1 令和 3 管理年度の漁獲実績（定置漁業：漁船漁業等（日本海）：漁船漁業等（その他海域）＝35.1648：0：3.9965）に基づき配分量を計算

- 2 令和 3 管理年度の超過数量を 1 で計算した数量から差し引く
- 3 2 の数量の小数点 2 位以下を切り捨てて配分
- 4 切り捨てた数量は府留保へ繰り入れ

担当	農林水産部水産課 漁政企画係 難波
TEL	075-414-4992

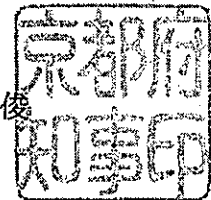


資料 1 - 2

8 水 第 2 2 号
令和 8 年 1 月 1 6 日

京都海区漁業調整委員会
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



特定水産資源（くろまぐろ（小型魚））に関する令和 7 管理年
度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定による、くろまぐろ（小型魚）に関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量を下記のとおり変更することについて、同条第 5 項において準用する同条第 2 項の規定により諮問します。

記

特定水産資源	知事管理区分	大臣管理区分譲受後
くろまぐろ （小型魚） 66.4 t	京都府定置漁業	64.3 t
	京都府漁船漁業等（日本海）	1.0 t
	京都府漁船漁業等（その他海域）	0.0 t
	留保	1.1 t

担当	農林水産部水産課 漁政企画係 難波
TEL	075-414-4992

令和 7 管理年度におけるくろまぐろの追加配分について

令和 8 年 1 月 22 日

京都府水産課・水産事務所

令和 7 管理年度（R7.4～R8.3）における、他都道府県等からくろまぐろ漁獲枠の融通を受ける際の配分について下記のとおり提案します。

記

1) 令和 7 管理年度の配分ルールについて

- ・国追加配分（令和 7 年 6 月 2 日付け変更、小型魚：+14.3 トン、大型魚：+4.3 トン）同様、令和 3 管理年度（2021 年度）実績を考慮して以下の配分案を提案。

（参考）

- ・国においては、令和 3～5 管理年度の 3 年間の漁獲実績を考慮している
- ・本府においては、上記 3 年間では令和 3 管理年度の漁獲量実績が最も多いことから、令和 3 管理年度の実績を考慮してきた

【配分】

小型魚：定置漁業へ全量配分

大型魚：1 令和 3 管理年度漁獲実績（定置漁業：漁船漁業等（日本海）：漁船漁業等（その他海域）＝35.1648：0：3.9965）に基づき計算

- 2 令和 3 管理年度に超過した数量を、1 で計算された数量から差し引く
- 3 小数点第 2 位以下を切り捨てて配分
- 4 切り捨てた数量は、府の留保に繰り入れ

○備考

- ・上記ルールは、国からの追加配分、他都道府県からの漁獲可能量の融通後の配分（令和 4 年管理年度～）において実施している
- ・小数点第 2 位以下の取り扱いを今年度から変更
（昨年度までは小数点第 3 位以下、今年度から小数点第 2 位以下を切り捨て）

2) 大臣管理区分からの漁獲可能量融通後の配分について

1) のルールを適用し、令和7年12月25日付けで実施された大中型まき網からの小型魚3.2トンの譲受について、下記のとおり配分したい。

令和7管理年度の追加配分の計算と令和8年1月16日時点の漁獲実績（単位：トン）

特定水産資源	知事管理区分	9/16変更	大中譲受	配分後	漁獲実績(t) (消化率)
小型魚	京都府定置漁業	61.1	+3.2	64.3	3.5 (5.5%)
	京都府漁船漁業等（日本海）	1.0	-	1.0	0
	京都府漁船漁業等（その他海域）	0.0	-	0.0	-
	留保	1.1	-	1.1	-
	合計	63.2	3.2	66.4	3.5 (5.3%)
大型魚	京都府定置漁業	42.0	なし	42.0	37.8 (89.9%)
	京都府漁船漁業等（日本海）	3.5		3.5	1.5 (42.1%)
	京都府漁船漁業等（その他海域）	4.0		4.0	2.4 (60.4%)
	留保	1.1		1.1	-
	合計	50.6		50.6	41.7 (82.4%)

※漁獲実績は、少数第2位を四捨五入

※定置漁業の漁獲実績は1月16日時点の府漁協報告数値、漁船漁業等についてはTAC報告数値（12月末日）。

参考資料 2

7 水管第 2529 号
令和 7 年 12 月 25 日

京都府知事 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

くろまぐろに関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

くろまぐろに関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 6 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

（表）くろまぐろに関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

特定水産資源	変更した都道府県別漁獲可能量 (京都府分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ（小型魚）	63.2 トン	66.4 トン
くろまぐろ（大型魚）	50.6 トン	50.6 トン

